



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 贈与税とその改正について

来年、平成27年から相続税が、大幅に増税されます。それに伴い相続対策として生前贈与を検討してみえる方も増えてきております。そこで今回は贈与税とその改正について考えてみます。

### 1. 贈与税には 相続時精算課税贈与と 一般の暦年課税贈与があります

| 相続時精算課税贈与                           | 暦年課税贈与                                                                 |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 贈与財産の価格から控除する金額<br>特別控除額 2,500 万円   | 贈与財産の価額から控除する金額<br>基礎控除額 毎年 110 万円                                     |
| 税率<br>特別控除額を超えた部分に対して一律 20 パーセントの税率 | 課税価格が 110 万円を超える場合は、申告が必要となります。<br>税率<br>(基礎控除後の課税価格に対して)<br>下記の超過累進税率 |

| 相続が発生した場合                                                             | 相続が発生した場合                                                                                                  |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 贈与者がなくなったときの相続税の計算上、財産の価格に相続時精算課税を適用した贈与財産の価格(贈与時の時価)を加算して相続税額を計算します。 | 贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として相続財産の価格に贈与財産の価格を加算する必要はありません。<br>ただし相続開始以前 3 年以内に贈与を受けた財産の価格(贈与時の時価)は加算しなければなりません。 |

### 2. 相続時精算課税贈与の平成27年からの改正

贈与者(財産をあげる人)

贈与をした年の1月1日において65歳以上の者が、平成27年からは60歳以上の者になります。

受贈者(財産をもらう人)

贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者

贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者

贈与を受けた年において、贈与者の推定相続人(基本的に子供)のみだったのが、贈与者の推定相続人及び孫も対象になります。

### 3. 暦年課税の贈与についての改正

暦年課税の場合において直系尊属(父母や祖父母など)からの贈与により財産を取得した人が、贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の場合には、特例税率を適用して税額が計算できます。

増税項目は、最高税率が下記のように50%から55%にあがります。

この改正は、平成27年からの贈与について適用されます。

|              | 一般税率 |              | 特例税率 |
|--------------|------|--------------|------|
| 200万円以下の金額   | 10%  | 200万円以下の金額   | 10%  |
| 300万円以下の金額   | 15%  | 400万円以下の金額   | 15%  |
| 400万円以下の金額   | 20%  | 600万円以下の金額   | 20%  |
| 600万円以下の金額   | 30%  | 1,000万円以下の金額 | 30%  |
| 1,000万円以下の金額 | 40%  | 1,500万円以下の金額 | 40%  |
| 1,500万円以下の金額 | 45%  | 3,000万円以下の金額 | 45%  |
| 3,000万円以下の金額 | 50%  | 4,500万円以下の金額 | 50%  |
| 3,000万円超の金額  | 55%  | 4,500万円超の金額  | 55%  |